

レポート 2

1. 一連の日程

1月28日（月） 西条東消防署より立入査察の電話連絡

2月 6日（水） 立入査察実施

2月 8日（金） 立入査察結果通知の郵送

2月14日（木） 津島防災設備による点検及び報告書作成

2. 立入査察当日

16時開始 16時15分終了（約1時間の予定であったが早くに終了）

消防車、司令車各1台 7人が来る

① 開設者、住所、スタッフ数等の聞き取り

② 屋内の検査

- ・待合室、診療室、技工室、スタッフルーム、倉庫、トイレを順に見ていく
- ・消火器、避難口誘導灯等のチェック

③ 屋外の検査

- ・建物の周りに可燃物がないかのチェック
- ・プロパンガスボンベの設置状況の確認

3. 不備欠陥事項

指摘を受けた不備欠陥事項について、別紙改修（計画）報告書を、2月28日までに提出してください。

① 消防用設備等の点検及び報告がなされていないため、早急に点検を実施し、その結果を消防長に報告すること

② 避難口誘導灯が不点灯であるため、改修すること

③ 倉庫入り口カーテンに防災表示がないため、防災性能を有するものを使用するか、撤去すること

4. 事後処理

- ① 津島防災設備に依頼
- ② 点検及び報告書の作成提出
- ③ 避難誘導灯の修理
- ④ カーテンの修繕

5. 感想

消防車で多人数が来たときは物々しい雰囲気がありましたが、実際の検査は非常に丁寧な対応で特に問題もないと思います。

数日前に時間変更をお願いした時も親切な対応でした。

1階部分が150㎡以上あるということで、診療室関係で150㎡以上の場合、自動火災報知設備が必要になるなどちょっと面倒らしく、そのため1時間程度説明にかかる予定だったそうです。

実際に来られて確認すると、1階部分の自宅玄関部分などを除くと、150㎡未満でしたので、簡単に終わり、向こうもホッとしていました。

診療所の広い先生は注意が必要でしょう。

診療所から倉庫への入り口は、以前にドアを除いてカーテンにしていたのですが、長さ1m以上のカーテンは防災仕様でなくてはならないそうで、99cmに切るか防災のものと交換してくださいということです。ちなみに、今回使用していたのは、1m20cmでした。

また、消火器は、待合室に10型と技工室に4型（いずれも業務用）が置いてありますが、150㎡以上だと4型ではだめだそうです。

防災設備業者については、多少縁があったので、津島防災設備にお願いしましたが、消防の方に聞くと、4業者どこでもいいですので、いくつか見積もり取られてみたらいいと思いますよ、ということでした。

消火器の交換が必要であったり、指摘事項によって、費用がかかりそうな場合は、消防署へ

の改修報告書提出までには時間的余裕がありますので、数社見積もり取って決めたほうが
いいかもです。